令和８年（フ）第２５３号
愛媛県松山市竹原４丁目２番25号
債務者　前田　幸恵
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第２６２号
愛媛県東温市松瀬川甲592番地135
債務者　水本　杏樹
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
松山地方裁判所民事部

令和８年（フ）第６５号
愛媛県西条市福武甲875番地１　フォブール若葉102
債務者　荒井　悠希
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
松山地方裁判所西条支部

令和８年（フ）第２６１号
大分市敷戸東町26番９―208号
債務者　水田美香（旧姓阿南）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３５７号
大分市荷揚町９番11号　土屋ビル401
債務者　平川　　祐
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３７１号
大分市判田台北４丁目１番２号　シルバーメゾン　はんだの郷
債務者　仲摩　敦子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第３９０号
大分市大字小池原880番地の27
債務者　三浦　和代
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第４０５号
大分市城崎町１丁目３番23号　第６皐月マンション305
債務者　佐藤　善彦
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

令和８年（フ）第７６号
大分県中津市大字東浜690番地13、前住所大分県中津市本耶馬渓町樋田398番地４　市営浜田住宅99―301号
債務者　高橋奈津子（旧姓森脇、宇土、山本）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第８５号
大分県宇佐市大字上田154番地　メゾンドＵＳＡブレイン　305号
債務者　麻生嶋将吾
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
大分地方裁判所中津支部破産・再生係

令和８年（フ）第２９７号
鹿児島市慈眼寺町17番31号　グリーンハイツ福徳101号
債務者　福吉真佐美
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１５号
鹿児島市高麗町26番４号　アベニュー高麗1101号
債務者　下田平孝治
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３１６号
鹿児島市高麗町26番４号　アベニュー高麗1101号
債務者　下田平智美
1　決定年月日時　令和８年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３１号
鹿児島市柳町６番２号　プレジデント柳町404号
債務者　小路　賢人
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第３３２号
鹿児島市小原町８番１号　谷山病院
債務者　山下賢史（法定代理人保佐人林宏嗣）
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

令和８年（フ）第４６号
鹿児島県大島郡龍郷町中勝131番地
債務者　久　　友香
1　決定年月日時　令和８年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月５日まで
鹿児島地方裁判所名瀬支部２係

令和８年（フ）第５３号
北海道小樽市花園４丁目20番２―401号　アールフィーノ花園
債務者　竹内　晴子
1　決定年月日時　令和８年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　令和８年10月６日まで
札幌地方裁判所小樽支部